

第六三回

第一五号

児童生徒急増地域等に係る小学校及び中学校の施設の整備に関する特別措置法

(案)

(目的)

第一条 この法律は、児童生徒急増地域並びに集団的な住宅の建設及び宅地の造成等の行なわれる地域に係る小学校及び中学校の校舎の建築、小学校及び中学校の用に供する土地の取得等に関して必要な特別措置を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「児童」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十三条に規定する学齢児童をいう。

2 この法律において「生徒」とは、学校教育法第三十九条第二項に規定する学齢生徒をいう。

3 この法律において「小学校」とは、市(特別区を含む。以下同じ。)町村立の小学校をいう。

4 この法律において「中学校」とは、市町村立の中学校をいう。

5 この法律において「児童生徒急増地域」とは、集団的な住宅の建設、宅地の造成に伴う住宅の建設等による児童又は生徒の増加が急激であり、かつ、著しい地域で、政令で指定するものをいう。

(国の負担の特例)

第三条 児童生徒急増地域内にある児童又は生徒を就学させることにより生ずる小学校又は中学校の教室の不足を解消するための校舎の新築又は増築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下第五条において同じ。)に要する経費について義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十一号。以下この条において「負担法」という。)を適用する場合においては、同法第三条第一項第一号中「三分の一」とあるのは「三分の二」と、同項第二号中「二分の一」とあるのは「三分の二」と読み替えるものとする。

2 児童生徒急増地域内にある児童又は生徒を就学させることにより必要となる小学校又は中学校の屋内運動場の増築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。)に要する経費について負担法を適用する場合においては、同法第三条第一項第三号中「三分の一」とあるのは「三分の二」と、同項第四号中「二分の一」とあるのは「三分の二」と読み替えるものとする。

3 国は、児童生徒急増地域内にある児童又は生徒を就学させるために設置する小学校又は中学校(当該小学校又は中学校の児童又は生徒の数のうち児童生徒急増地域内から通学することとなる児童又は生徒の数の占める割合が百分の八十以上のものに限る。)の校舎の新築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。)に要する経費の三分の

二を負担する。この場合において、負担の限度、経費の種目、工事費の算定方法及び事務費の算定方法については、負担法第三条第一項、第四条、第五条第一項、第六条、第七条、第八条第五項及び第九条の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に準じて政令で定める。

4 負担法第十条の規定は、前項の規定の実施に関する事務を行なう場合に準用する。

（国の補助）

第四条 国は、政令の定めるところにより、児童生徒急増地域内にある児童又は生徒を就学させるために設置する小学校又は中学校の用に供する土地の取得又は整備に要する経費の三分の一を補助することができる。

（国の貸付金）

第五条 国は、小学校又は中学校の校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費で第三条第一項から第三項までの規定の適用があるもの及び小学校又は中学校の用に供する土地の取得又は整備に要する経費で前条の規定の適用があるものに充てるために必要な資金の貸付けについて特別の配慮をするものとする。

（本校及び分校）

第六条 第三条第三項、第四条及び前条の規定の適用については、小学校又は中学校の本校及び分校は、それぞれ一の小学校又は中学校とみなす。

（日本住宅公団の業務の特例）

第七条 日本住宅公団（以下「公団」という。）は、一の市町村の区域内に千戸以上の集団的な住宅の建設又は三十ヘクタール以上の宅地の造成をする場合には、当該集団的な住宅の建設又は宅地の造成をする地域に住所を有することが予定される児童又は生徒を就学させるための小学校又は中学校の校舎（屋内運動場及び校舎以外の工作物を含む。以下同じ。）の新築及び当該小学校又は中学校の用に供する土地の整備をしなければならない。ただし、市町村長が日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）第三十四条の規定により公団に対して意見を述べるに当たり、校舎の新築又は土地の整備をすることを必要としない旨の申出をしたときは、その申出に係る校舎の新築又は土地の整備をしないことができる。

2 公団は、前項の規定により校舎の新築及び土地の整備をする場合には、政令で定める基準に従って行わなければならない。

3 公団は、第一項に規定する集団的な住宅の建設又は宅地の造成の工事が完了したときは、建設省令の定めるところにより、同項に規定する校舎又は土地を当該集団的な住宅の建設又は宅地の造成をした地域をその区域に含む市町村に引き渡さなければならない。

4 市町村は、前項の規定により校舎又は土地の引渡しを受けたときは、当該校舎の新築又は土地の整備に要した費用を引渡しの日から十年をこえない期間内に、公団に対して、支払わなければならない。

（住宅地造成事業の事業主の義務の特例）

第八条 都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）第七条の規定によりなお従前の例によるものとされている旧住宅地造成事業に関する法律（昭和三十九年法律第百六十号。以下この条において「旧法」という。）第四条の事業計画を定めるに当たつては、事業主（旧法第二条第三項に規定する事業主をいう。以下この条において同じ。）は、あらかじめ、施行地区（旧法第二条第五項に規定する施行地区をいう。以下この項において同じ。）内に住所を有することが予定される児童又は生徒の数を施行地区となるべき土地をその区域に含む市町村の教育委員会に通知し、当該児童又は生徒を就学させるために小学校又は中学校を設置することを必要とする場合においてその用に供する土地を必要とするかどうかについて当該市町村教育委員会に意見をきかなければならない。

- 2 前項の場合において、市町村教育委員会が当該児童又は生徒を就学させるために設置する小学校又は中学校の用に供する土地を必要とすると認めるときは、事業主は、その土地の確保について協力しなければならない。
- 3 事業主は、旧法第四条の認可を申請する場合には、第一項の規定に基づく市町村教育委員会の意見の内容及び前項の協力の方法を記載した書類を提出しなければならない。
- 4 都道府県知事は、事業主が前項の書類を提出しない場合においては、旧法第四条の認可をしてはならない。
- 5 前四項の規定は、事業主が市町村である住宅地造成事業については、適用しない。
(土地区画整理事業の施行者の義務の特例)

第九条 土地区画整理事業（昭和二十九年法律第百十九号）第四条第一項又は第十四条第一項の事業計画を定めるに当たつては、施行者（同法第二条第三項の施行者をいう。以下この条において同じ。）は、施行地区（同法第二条第四項の施行地区をいう。以下この項において同じ。）となるべき区域内の土地につき都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められるまでの間は、あらかじめ、施行地区内に住所を有することが予定される児童又は生徒の数を施行地区となるべき土地をその区域に含む市町村の教育委員会に通知し、当該児童又は生徒を就学させるために小学校又は中学校を設置することを必要とする場合においてその用に供する土地を必要とするかどうかについて当該市町村教育委員会の意見をきかなければならない。

- 2 前項の場合において、市町村教育委員会が当該児童又は生徒を就学させるために設置する小学校又は中学校の用に供する土地を必要とすると認めるときは、施行者は、その土地の確保について協力しなければならない。
- 3 施行者は、土地区画整理事業第四条第一項又は第十四条第一項の認可を申請する場合には、第一項の規定に基づく市町村教育委員会の意見の内容及び前項の協力の方法を記載した書類を提出しなければならない。
- 4 都道府県知事は、施行者が前項の書類を提出しない場合においては、土地区画整理事業第四条第一項又は第十四条第一項の認可をしてはならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条の規定は、昭和四十五年度の予算に係る国の負担金から適用する。

(経過規定)

- 2 第七条の規定は、この法律施行前に決定した建設設計画又は造成計画に係る住宅の建設又は宅地の造成については、適用しない。

- 3 第八条の規定は、この法律施行前に住宅地造成事業に関する法律第四条の認可の申請のあつた住宅地造成事業については、適用しない。

- 4 第九条の規定は、この法律施行前に土地区画整理法第四条又は第十四条の認可の申請のあつた土地区画整理事業については、適用しない。

(この法律の失効)

- 5 この法律は、昭和五十年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、昭和四十九年度以前の予算に係る国の負担金及び補助金については、同日後もなお従前の例による。

理 由

児童生徒急増地域並びに集団的な住宅の建設及び宅地の造成等の行なわれる地域に係る小学校及び中学校の校舎の建築、小学校及び中学校の用に供する土地の取得等に関して必要な特別措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、百五億五千二百万円の見込みである。